

# 新型コロナウイルス感染症に関する日本看護協会の取り組み

## 1. 看護職員確保

潜在看護職員に対し、ナースセンターからメール・電話等で復職を働きかけ

⇒7月末までに1,149人が復職し、軽症者宿泊施設等の円滑な運営に貢献

### ■ ナースセンターでの求職・求人実績

相談・問合せ数	看護職	6,502
	施設	924
	その他	493
求職者数		3,025
求人数		1,827
紹介数		1,705
<b>就業者数</b>		<b>1,149</b>

(2020年4月6日～7月26日)

### ■ 就業者の就業場所

コロナ関連の相談対応コールセンター	331
<b>軽症者宿泊施設</b>	<b>501</b>
病院	34
診療所	4
その他の入所施設	29
その他施設	250

## 2. 現場支援

### 相談対応

- 新型コロナウイルス感染症に関する看護職の相談窓口  
感染管理・メンタルヘルス・働き方等についてメールによる相談対応
- 介護事業者の感染防止対策のための相談・支援事業（8月～厚生労働省補助事業）  
日本看護協会HP上で自動応答システム及び専門家のメール回答による感染対策の相談対応

相談件数：730件  
(2020年4月6日～7月27日)

### 情報提供

- 感染予防および対策に関する資料・動画の公表
- 看護管理者に向けた情報提供
- 周産期に携わる看護職に向けた情報提供
- 訪問看護ステーションで働く看護職に向けた情報提供
- 感染管理・感染蔓延下での働き方に関するFAQ

### 個人防護具（PPE）の配布

- 企業などからご寄附いただいたPPE（マスク、ガウン、フェイスシールドなど）等を  
都道府県看護協会を通じて医療機関などに配布

# 3. 国への要望

- 国への要望書の提出 計29件（2020年7月8日時点）
- 日本看護協会ホームページやメディア取材等を通じ、課題と要望を発信

要望内容の一例	主な実現内容
新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員に対する経済的評価を	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者を受け入れる医療機関の負担を考慮し、臨時特例的に、診療報酬について通常の「3倍」に相当する点数の算定を可能に</li> <li>● 第二次補正予算において、医療従事者等に対する慰労金の支給</li> </ul>
差別、偏見、風評被害をなくし看護職員への正しい理解を	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療従事者に対する差別や偏見の禁止に関し「政府広報」で周知</li> <li>● 厚生労働省が保育所の預かり拒否などに対応し事務連絡を都道府県等に対し発出</li> </ul>
妊娠中の看護職が安心して継続できる体制づくりを	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女雇用機会均等法の告示改正により、医師または助産師の指導があった場合には、妊娠中の女性労働者に対し、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置の義務付け</li> </ul>

# 4. 看護の現場と国民をつなぐ

- 「#Nursing Now\_いま私にできること」ハッシュタグキャンペーン

新型コロナウイルスに感染しないための自身の取り組みや、最前線で働く看護職へのエールを発信し、日本の医療を救いましょう！

**日本の医療を救え**

**#NursingNow\_いま私にできること**

**看護職へエールを！**



- 新型コロナウイルス感染症対応における看護職の活動事例の発信

日本看護協会ホームページにて順次公開中

01. 感染管理認定看護師の活動
02. 軽症者施設における活動
03. 都道府県看護協会の取り組み
04. 中小病院、一般病院での活動
05. 看護管理者の活動
06. 患者家族のケア
07. 保健師の活動
08. 助産師の活動
09. 訪問看護における活動
10. 介護施設等における活動

## 医療・介護の提供体制をより確かに支える制度への転換を促す

### 1. リスクに強い職場をつくる

- 感染予防・感染管理を組織に徹底する
  - ・ 感染管理認定看護師等の育成と配置
- 看護職員を安定的・柔軟に確保する
  - ・ 看護職の処遇悪化の回避、雇用維持（＝離職防止）
  - ・ 雇用維持による地域の医療・介護提供体制の確保
  - ・ 看護学生の就学継続を支える

### 2. 安心・安全に働き続けられる職場をつくる

- 看護職員へのメンタルヘルス支援の体制を強化する
- ワークライフバランスを維持する
- 起業した看護職の事業継続を支える  
(訪問看護ステーション等)

### 3. 医療・看護への正しい理解を醸成する

- 社会への働きかけを強化する

医療機関等の  
経営基盤の安定化に向けた  
支援が不可欠



**減収減益に対する持続的  
な財政支援が必要**



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会